

『小規模多機能型居宅介護』重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
(茂木町・市貝町指定 第0992700047号)

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明致します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 苦情の受付について
7. 運営推進会議の設置
8. 協力医療機関、バックアップ施設
9. 非常火災時の対応
10. サービス利用にあたっての留意事項

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人尚生会 |
| (2) 法人所在地 | 茨城県笠間市笠間1635-2番地 |
| (3) 電話番号 | 0296-73-5562 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 山口 伸樹 |
| (5) 設立年月日 | 昭和62年8月20日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定小規模多機能型居宅介護
平成19年4月1日指定 茂木町0992700047号 |
| (2) 事業所の目的 | 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法に従い
利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の
支援を目的として、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み
合わせてサービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 指定小規模多機能型居宅介護 グリーンハウスやまうち |
| (4) 事業所の所在地 | 栃木県芳賀郡茂木町大字山内2215番地 |

- (5) 電話番号 0285-61-1511
- (6) 管理者氏名 深谷 哲央
- (7) 運営方針 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (8) 開設年月日 平成19年4月1日
- (9) 登録定員 25名（通いサービス定員15名、宿泊サービス定員9名）
- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室、設備をご用意しています。
宿泊サービスに利用される居室は個室です。

居室・設備の種類	備 考
宿 泊 室	全室個室（電動ベット、エアコン完備） 9部屋
居間・食堂	49.61㎡ 床暖房完備
台 所	19.87㎡
浴 室	一般浴室、機械浴室
消防設備	自動火災報知機 非常通報装置 ガス漏れ探知機 非常用照明 誘導等 消火器

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設、設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 茂木町・市貝町
- (2) 営業日及び営業時間

営 業 日	年中無休
通いサービス	月曜日から日曜日（基本時間） 9時から16時
訪問サービス	月曜日から日曜日（基本時間） 2 4 時 間
宿泊サービス	月曜日から日曜日（基本時間） 16時から9時

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置（指定基準遵守）しています。

職員の職種	常 勤	指定基準	職務内容
管 理 者	1名	1名	事業内容の調整
介護支援専門員	1名	1名	サービスの調整・相談業務
看 護 職 員	1名	1名	健康チェック等の医療業務
介 護 職 員	5名以上	5名	日常生活の介護・相談業務

<主な職種の勤務体制>

職員の職種	勤 務 体 制		
管 理 者	勤務時間	8：30から17：30	
介護支援専門員	勤務時間	8：30から17：30	
看 護 職 員	勤務時間	8：30から17：30	
介 護 職 員	早 番②	6：45から15：45	
	早 番④	7：30から16：30	
	日 勤①	8：00から17：00	
	日 勤②	8：30から17：30	
	日 勤⑤	9：30から18：30	
	遅 番①	10：00から19：00	
	遅 番③	12：15から21：15	
	夜 勤	21：00から 7：00	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。提供するサービスについては、以下の2つの場合があります。

- | |
|---|
| <p>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の給付の対象となるサービス <p>(2) 利用料金の全額を利用者にご負担いただく場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の給付対象とならないサービス |
|---|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割から7割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割から3割（負担割合証記載の負担割合に応じた額）の金額となります。以下のサービスの内容を具体的にどのような頻度、内容で実施するのかについては、利用者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの概要>

◎通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

①食事

- ・食事の提供及び食事の介護をします。
- ・調理場で利用者が料理することができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

②入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介護を行います。

- ・入浴サービスの利用は任意です。

③排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な介護を行い、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

◎訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等（水道、ガス、電気）は無償で提供させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

① 医療行為

② 利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

③ 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

④ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

◎宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

<サービス利用料金>

◎通い、訪問、宿泊（介護費用分）すべてを含んだ1ヵ月単位の費用額

利用料金は1ヵ月ごとの包括費用（定額）です。下記の料金表によって、利用者の要支援及び要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（市町村が定めた負担割合に準じた額）をお支払いください。（例：1割負担）

要介護度別 利用料金	要支援1 34,500 円	要支援2 69,720 円	介護度1 104,580 円	介護度2 153,700 円	介護度3 223,590 円	介護度4 246,770 円	介護度5 272,090 円
介護保険 給付金額	31,050 円	62,748 円	94,122 円	138,330 円	201,231 円	222,093 円	244,881 円
<u>サービス利用 自己負担額</u>	3,450 円	6,972 円	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円

☆ 月毎の包括料金です。利用者の体調不良や身体状況の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合や、小規模多機能型居宅介護計画に定めた日より利用が多かった場合でも、日割りでの引き及び増額は

致しません。

- ☆ 月の途中から登録した場合及び月の途中で登録を終了した場合には、その期間に応じて日割りした利用料金をお支払いいただきます。

※登録日…契約締結日ではなくサービスを開始した日

- ☆ 利用者が要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。この場合、保険給付の申請を行うための「サービス提供証明証」を交付します。

- ☆ 介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

◎その他の加算（例：自己負担額 1 割分）

初 期 加 算	1 日 30 円	サービス開始 30 日間 ※30 日以上入院時にも再利用時再開
認知症加算Ⅲ	1 ヶ月 760 円	認知症自立度がⅢランク以上
認知症加算Ⅳ	1 ヶ月 460 円	要介護 2 で認知症自立度がⅡランク
若年性認知症利用者 受入加算	1 ヶ月 800 円 1 ヶ月 450 円（予防）	個別の担当者を定める事
看護職員配置加算（Ⅱ）	1 ヶ月 7 00 円 （要介護者のみ）	准看護職員の常勤かつ専従を 1 名以上配置事業所
サービス提供加算Ⅰ	1 ヶ月 750 円	①介護福祉士が 70%以上 ②勤続年数 10 年以上介護福祉士 25%以上 ① または②のいずれかに該当すること
総合マネジメント体制 強化加算Ⅰ	1 ヶ月 1,200 円	個別サービス計画について介護職員や看護職員等の多職種協働により随時適切に見直しを行う。利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加。日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応。必要に応じて、多様な生活支援サービスが包括的に提供されるサービス計画の作成。地域住民等、他事業所等と共同で研修等を実施。
科学的介護推進体制 加算	1 ヶ月 40 円	利用者の基本情報を厚生労働省に提出。必要に応じてケアプランの見直しに活用する。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	上記の合計金額に 14.9%を乗じた金額	

※ 1 初期加算は 30 日を超える入院後に再利用した場合にも再度加算。

※ 2 認知症加算は対象者。

※ 3 介護職員処遇改善加算は全利用者対象。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

◎食事の提供（食事代）

利用者に提供する食事に要する費用。

料金：朝食４００円 昼食６００円 夕食５００円

◎宿泊に要する費用

利用者に提供する宿泊に要する費用。

料金：１泊につき２,０７０円

◎おむつ等

料金：おむつ代及びパット代は、**実費**を徴収する。

◎レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただけます。

料金：材料代等の**実費**をいただきます。

◎複写物の交付

利用者は、サービスの提供について記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費をご負担いただきます。**料金：１枚につき１０円**

◎通常の実施地域以外（町外）の利用者に対する送迎・通院等では職員同行費用。

料金：１Kmにつき１００円 ※基本ご家族対応

◎抗原検査等実施代 **実費（時価）** 発熱などにより施設の検査キットなどを使用した場合。※１本～５本セットなど購入状況で変動あり。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない自由がある場合、相当な額に変更することがあります。変更をする場合には、変更を行う２ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（１）、（２）の利用料金は、１ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法で翌月２０日までにお支払いください。

①現金支払い ②銀行振込み ③自動引き落とし

【銀行振込みの場合】

常陽銀行 笠間支店 普通口座 口座番号) １４３７６０８ 名義) 社会福祉法人尚生会 グリーンハウスとちぎ 理事長 山口 伸樹

(4) 利用の中止、変更、追加

☆ 利用予定日の前に、利用者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止、変更、新たなサービスを追加することができます。この場合には、原則としてサービス実施日の前日までに申し出てください。

☆ サービス利用の追加、変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日にサービスが提供できない場合、利用可能日を提示して協議します。

☆ サービスを休まれる場合のキャンセル料は、いただきません。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。その内容は書面にて説明の上、利用者に交付します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情や相談の受付は、以下の専用窓口で受け付けます。

受付窓口（担当者）	管理者 深谷 哲央
受付時間 電話番号	月曜日から日曜日 8：30から17：30 0285-61-1511

(2) 行政機関その他苦情受付機関

茂木町役場 保健福祉課	介護係	0285-63-5603
市貝町役場 長寿福祉課	福祉係	0285-68-1113
栃木県国民健康保険団体連合会	介護保険課	028-643-2220

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため次のとおり運営推進会議を設置しています。

【運営推進会議】

構成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催	隔月で開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成。

8. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

【協力医療機関、施設】

桜井循環器内科	所在地 栃木県芳賀郡茂木町増井 3 0 TEL 0 2 8 5—6 3—5 1 3 1
介護老人福祉施設 かさまグリーンハウス	所在地 茨城県笠間市福田 3 1 9 9 番地 TEL 0 2 9 6—7 2—8 1 3 4

9. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画にそって避難訓練を年 2 回、利用者も参加して行います。

防火管理者	深谷 哲央
消防用設備	自動火災報知機 非常通報装置 ガス漏れ探知機 非常用照明 誘導等 消火器

10. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示して下さい。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反して破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為は、ご遠慮ください。
- 所持金は、自己の責任で管理して下さい。
- 事業所内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。